

『コリアン学生学術文化フェスティバル2007』提出論文

# 戦後補償裁判の「限界」と「可能性」

テーマ：「日本における戦後補償裁判の限界と課題に関する論考」

字数：14458字

黄 貴勲

## < 目次 >

序章-----	3
<b>第一章 「歴史的」・政治的視点から（現在に影響する問題点）</b>	
カイロ宣言とポツダム宣言-----	4
東京裁判-----	4
サンフランシスコ講和条約-----	5
韓日条約-----	5
東西冷戦と朝鮮の分断-----	5
<b>第二章 法的・裁判的視点から</b>	
裁判の現状・「限界性」について-----	8
元傷痍軍人・軍属による補償請求裁判-----	8
「従軍慰安婦」裁判-----	9
戦後補償裁判の問題点-----	10
<b>第三章 現在の在日朝鮮人社会への影響と展望・可能性</b>	
朝鮮人弾圧・差別-----	13
可能性を考える-----	14
民衆法廷について-----	15
統一コリア民衆法廷-----	16
参考文献-----	19

## 序章

「戦後補償」とは、戦争の加害国が被害者個人に対して償うという観点から生まれた言葉であり、そういう意味で、国家間の「賠償」とは異なる。

本論文の課題は、日本の植民地であったアジア各国の民主化にともなって、主に1990年代初頭から次々と出てきたいわゆる「戦後補償裁判」について考察を行い、それを過去や現在の在日朝鮮人社会と関連させることにある。具体的には、日本政府は外国人に対して、なぜ正当な補償を行わないのか、なぜほとんどの訴訟がことごとく敗訴となっているのか、日本の裁判所はどういった理由で原告の請求を退けているのか、そして、それらは自分たち若い世代にどう影響していて、どう関わっていくべきなのか、ということ考察したい。

補償は、一義的に、戦争加害国の立法や行政措置によって行われるべき問題であって、司法は其中でも不十分であったり、瑕疵があったりする部分を補う役割であるべきである。にもかかわらず、90年代初めから近年にかけて多くの訴訟が提起されるほど、日本の外国人に対する補償政策が不十分であった。また、裁判の判決や政府の政策も理解し難い部分が多い。諸外国と比べても、その不十分さは際立っている。その理由を考える上で、ポツダム宣言受諾による終戦から、極東軍事裁判(東京裁判)、サンフランシスコ講和条約、そして韓日条約にいたるまでの流れが重要になる。その流れの中でも、特に「東西冷戦」構造と本国の「分断」というものの影響が非常に重要だと考える。

さらに、必ず抜け落としてはならないことは、「植民地支配責任」、「反植民地主義」の視点である。戦後の講和条約においても、また日本国内においても、植民地主義責任が問われることはなかった。サンフランシスコ講和条約が前提にしていたのは、枢軸国日本の戦争責任であって、それは植民地支配責任を含むものではなかった。そういった点から、日本政府の、在日朝鮮人<sup>1</sup>を中心とする旧植民地出身者に対する態度、政策の責任を追求するだけでなく、アメリカを中心とした連合国の身勝手な態度、政策の責任というものも考えなければならない。

そういったことが補償裁判や在日朝鮮人社会にどのような影響を与えていて、それらがどうリンクしているのかを考え、今後の展望、可能性を探っていきたい。展望、可能性として具体的には、ラッセル法廷に端を發した民衆法廷の可能性、朝日、朝米、南北朝鮮間の協議をあげる。

以上のようなことから、戦争を全く経験していない世代が、戦争責任、戦後責任、補償などの問題をどのように考え、どのように関わって、行動していけばよいかを出来る限り明確に結論づけたい。

1 この論文では、朝鮮半島にルーツを持つ人の総称として「在日朝鮮人」、「朝鮮人」という語を用いる。なお、裁判例において「韓国人」となっているものはそのまま記載する。また、旧植民地としては台湾もあげられるが、本論文では在日朝鮮人について主に取り上げることとする。

## 第一章 「歴史的」・政治的視点から（現在に影響する問題点）

ここでは、1945年8月15日からサンフランシスコ講和条約までの間の出来事を特に重要と考え、その問題点を論じる。植民地責任を不問にし、その真相を明らかにしなかった、いわば歴史にふたをした「歴史」である。さらに、それらの重要な場面において、朝鮮人不在で事が進められ、それが後の「補償」の問題に大きな影響を及ぼすこととなる。

### カイロ宣言とポツダム宣言

1943年11月に米、英、中の3カ国の首脳によってカイロ会談が開かれ、会談を経て、連合国の対日基本方針としてカイロ宣言が出された。そこには『朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、朝鮮を自由かつ独立のものたらしむ。』とあり、日本が1945年8月に受諾したポツダム宣言第8項には、『カイロ宣言の条約は履行せらるべく...』とある。朝鮮人民の奴隷状態からの解放は日本の責務であった。

しかし、戦後日本は「解放民族」であるべき朝鮮人に対して、民族的アイデンティティを否定する弾圧、差別を繰り返した。東京裁判でも、サンフランシスコ講和条約においても、日本の植民地責任は問われなかった。また、カイロ会談の参加国であって、国際社会に宣言したアメリカの占領当局も弾圧に積極的に加担した。同様にイギリスも朝鮮の解放に否定的だった。確かにカイロ宣言には法的拘束力はないが、3カ国の首脳が出した宣言であり、ポツダム宣言でも採用された限り、無視できるものではなく、サンフランシスコ講和条約にも反映されるべきであった。

以下、東京裁判、サンフランシスコ講和条約、また、それらに続く韓日条約の問題について検討する。

### 東京裁判

1946年5月、連合国によって東京裁判が開廷され、日本の戦争指導者28名がいわゆるA級戦犯として裁かれ、25名に絞首刑、終身刑または有期刑が言い渡された。また、BC級戦犯裁判も、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどの7カ国、49カ所の法廷でその国の法律に準じて行われ、BC級戦犯5163名のうち、927名が死刑判決を受けた。日本は、これらの法廷の裁判結果をサンフランシスコ講和条約第11条において受諾した。

東京裁判にはいくつか問題がある。まず、陸海軍の統帥者であった天皇は免責された。また、731部隊による人体実験、細菌戦や毒ガス作戦の実施など、裁かれなかった戦争犯罪も少なくない。東郷内閣で商工大臣として強制連行などに関わった岸信介は戦犯不起訴となり、後に首相にまでなっている。とくに、日本の植民地支配が裁かれなかったことはその後大きな影響を与えた。アジアの被害者に対する責任を負うという意識を弱めることとなった。そして、その後自分たちの手で改めて戦争責任を問おうとする発想が出て

こなかった。

こうして、日本の戦争責任の追及は不十分なものに終わった。

### サンフランシスコ講和条約

サンフランシスコ講和条約は、1951年9月連合国の対日政策の転換を前提に結ばれ、賠償方法について、朝鮮人、台湾人の日本国籍喪失など後の日韓条約や補償裁判にとって重要な事項が多くあった。この条約によって日本は主権を回復したのだが、ここにも問題は多くある。

#### 南北朝鮮の当時者性の否認

朝鮮は「特殊地位国」とされた。大韓民国に関しては、大韓民国臨時政府による対日宣戦布告<sup>1</sup>や、日本の支配の非合法性や大韓民国の対日賠償請求の正当性を説いた「対日賠償要求調書」<sup>2</sup>などもあり、議論になった。しかし、韓国を完全な国家と認めないイギリスと、在日朝鮮人の補償についての権利を否定したい日本政府の強い反対によって、結局署名国から除外された。また、この条約は西側との「片面講和」であったため、朝鮮民主主義人民共和国の出席は問題にならなかった。

#### 植民地支配責任追求の不在

サンフランシスコ会議でも植民地支配責任は問題とならず、あくまで日本が起こした戦争責任だけが問題となった。そもそも植民地であった朝鮮も台湾も参加していないことから明らかである。そして、この米国主導の講和は在日朝鮮人に対する弾圧・差別に拍車をかける基盤を作り出した。

#### 韓日条約において植民地清算・補償が排除される原因

サンフランシスコ条約第4条<sup>3</sup>は韓日間の請求権を考える上で最も重要な国際法規である。だが、そこには請求権の性格と内容が明確に規定されなかった。請求権の問題は韓日の「特別対極」によって決定するとされた。

### 韓日条約

韓日間の過去の清算は最終的に「経済協力方式」という政治的妥結で解決された。特に第2条1項の問題が重要となる。第2条1項では、「請求権に関する問題がサンフランシスコ条約第4条(a)に規定されるものも含めて完全かつ最終的に解決された」とある。国家の請求権放棄が個人にも及ぶのかは議論があるが、これによって、日本政府は個人の請求権も含めて放棄されたと主張するようになった。しかし、前提となったサンフランシスコ条約自体が、過去に植民地を領有していた国家によって作成されたもので、植民地支配の被害を清算するという観点を持ちえなかった。そのため、請求権放棄条項は過去の清算という意味を含まない「経済協力方式」で妥結された。

### 東西冷戦と朝鮮の分断

以上のことは日本の戦後補償制度や戦後補償裁判を考える上で重要な事項であるが、その流れの中で、東西冷戦構造と朝鮮の分断の影響が非常に重要である。

G H Qの初期の日本に対する賠償政策は、日本を非軍事化し、東アジアの安定させることが目的であった。それは当時の賠償問題の責任者であったエドウィン・ポーレーの案<sup>4</sup>を見ても明らかである。また、マッカーサー憲法草案第16条には「外国人は、法の平等な保護を受ける」と明記されていた。つまり、初めから旧植民地出身者を中心とした外国人に対する差別・蔑視がなされようとしていたわけではない。

しかし、1947年ごろからその政策は転換される。アメリカは日本を「反共の砦」として早急に、経済的・政治的に自立させようとし、無賠償原則を呈示した。マッコイ声明<sup>5</sup>によって中間賠償取立て停止と従来の賠償政策の破棄声明し、対日講和七原則によって、交戦国に賠償請求放棄を求めた。それだけでなく、G H Qは日本当局とともに在日朝鮮人に対する弾圧を加え、朝鮮学校を対象とした学校閉鎖令、在日本朝鮮人連盟（朝連）・在日本朝鮮民主青年同盟（民青）に対して解散指定がなされた団体等規正令が出される。在日朝鮮人は全て共産主義とみなされたのである。戦争責任・植民地支配責任の追及を不問にただけでなく、新たな被害を生み出す基盤を作り出した。そのことが日本政府に植民地支配責任意識を感じさせず、旧植民地出身者に対する蔑視的な姿勢・態度を作り出すことに大きく影響したといえる。そのことは吉田茂（当時首相）がマッカーサー宛に書いた手紙<sup>6</sup>の内容を見てもわかる。

同時期に、朝鮮半島ではこれもまた、信託統治から、米ソ対立、東西冷戦構造によって、南北に国が分断された。戦後朝鮮は自分たちで国を作ることが許されず、大国の事情によって運命を左右された。朝鮮戦争によって、国の分断が確定的となり、南北の対立が激しくなった中、在日朝鮮人の間でも「分断」が起こった。その結果、朝鮮人は自分たち民族間の問題にばかり目がいてしまい、植民地支配やG H Qの占領統治に対して責任を追及する力が弱まってしまった。

このように、東西冷戦構造の影響は非常に大きい。G H Qによる政策転換、朝鮮人弾圧、それにプラスして本国の分断は、後の日本政府の朝鮮人・台湾人を中心とした外国人に対する差別につながる。その流れのなかで、植民地支配責任が不問とされたことも、日本が外国人に対して補償をしないことにつながっていると考えられる。つまり、この時期の連合国と日本の態度・行動が90年代から頻繁に提起されるようになった「戦後補償裁判」（第2章）とも強くつながっているといえる。

さらに、植民地責任を問わず、朝鮮人弾圧を行ったことはその後の世代、そして現在の在日朝鮮人社会（第3章）にも大きな影響を与えている。

1 大韓民国臨時政府による対日宣戦布告は1941年12月10日になされたが、連合国による承認はなかった。

- 2 『1910年から1945年8月15日までの日本の韓国支配は、韓国国民の自由意志に反する日本単独の強制的行為として、正義・公平・互恵の精神の原則に立脚しない、暴力と貪欲の支配であった...』とこの中で韓国は1910年から1945年8月15日までの植民地支配責任の非合法性を唱えている。
- 3 サンフランシスコ条約第4条(a)には『この条の(b)の規定に留保して、日本国及びその国民の財産で第2条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む)で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民(法人を含む)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別対極の主題とする。.....』とある。
- 4 1945年10月31日に出された予備的声明では、『日本を貧窮化させるつもりはないが、日本が再び近隣諸国を支配したり優越させるような経済生活の回復は許されない。』とある。つまり、日本の再建よりも東アジアを中心とした近隣諸国の再建が優先されていたのである。
- 5 1949年5月にだされたもので、『1.日本経済の収支の不均衡は近い将来に均衡化する見透しはない。もし均衡を達成せんとすれば、あらゆる物資を利用すべきである。2.今後の賠償撤去の負担は、日本経済の安定と自立という占領目的を阻害する。3.略4.日本は在外資産の没収及び中間賠償前渡しにすでに相当多額の賠償支払いを実質的に行っている。.....』とあり、従来の賠償政策破棄を声明した。
- 6 1949年8月末から9月初旬に書かれたと推定される。内容は、在日朝鮮人問題について、『1.現在および将来の日本の食糧事情からみて、余分な人口の維持は不可能であります。日本は大量の食糧をアメリカから輸入しており、その一部を在日朝鮮人のために使用しております。このような輸入は将来の世代に負担を課すこととなります。朝鮮人のために負っている対米負債のこの部分を、将来の世代に負わせることは不公平であると思われまます。2.大多数の朝鮮人は、日本経済の復興にまったく貢献しておりません。3.さらに悪いことには、朝鮮人の中で犯罪分子が大きな割合を占めております。彼らは、日本の経済法令の常習的違反者であります。彼らの多くは共産主義者並びにそのシンパで、最も悪辣な種類の政治犯罪を犯す傾向が強く、常時7000名以上が獄中にいるという状態であります。』

## 第2章 法的・裁判的視点から

### 裁判の現状・「限界性」について

90年代の初めから多く出てきた戦後補償裁判はほとんどが原告の敗訴となっている。日本の裁判所は多くの事例で事実認定において原告の証言を認定しながら、法律論において、国家無答責原則、国際法上の個人の請求権の問題や国内法上の時効・除斥期間、立法裁量の問題などで棄却する。また、裁判所が国際条約や日本国憲法に違反する疑いを指摘しながらも国政の基本にかかわる問題として請求に関する具体的な法的判断を回避した事例もある。いわゆる「司法消極主義」の問題である。立法または行政措置をとることが「望まれる」としたり、当時の状況からしてやむを得ないとしたりしながらも、具体的なことは立法や行政に投げる傾向もある。明らかに日本側に責任があるとわかっていながら、そうした裁判所の姿勢からも、法律論にきちっとはめてしまう法廷闘争だけの訴えには「限界性」があると思われる。

日本の裁判所が全て悪いわけではない。他国を見ればわかるように、本来、戦後処理・戦後補償というものは補償立法や行政措置によって行われるべきである。ドイツは「連邦補償法」によって国籍に関係なく幅広く、長期間にわたって補償をしており、企業による補償も行われている。戦時中に日系人の強制収容・強制労働が行われたアメリカやカナダでも、1980年代から90年代にかけて、それらの人に対して補償がなされた。日本でも戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、援護法）や恩給法などの法律は戦後成立したが、国籍・戸籍条項によって外国人は排除されている。またその後幅広く外国人も対象とした補償立法は全くといっていいほどなされておらず、今も不十分な状態といえる。日本企業に対する責任追及については、日本での裁判をあきらめ、1999年にカリフォルニア州で成立した「第2次世界大戦奴隷強制労働訴訟の事項に関する州法」によって、アメリカでの裁判に奮闘している人もいる。

ドイツは戦後、連合国の占領下においても、その後も、ナチス勢力を徹底的に排除した。対照的に日本は、連合国が占領を行いながらも、実際に手足となって統治に携わっていたのは、日本人の旧勢力であった。もちろん、日本国だけの問題として考えるのではなく、1章で述べたように、東西冷戦構造の中でのアメリカを中心とした連合国の行動や朝鮮の分断というものも考えなければならない。日本政府が補償に消極的であることはそこにも原因があるだろう。また朝鮮の分断によって、他国でもそうであるが、民主化が遅れ、長い間訴えを提起できなかったことも影響している。

以下、具体的な裁判例として、旧植民地出身者の元傷痍軍人・軍属の問題と「従軍慰安婦」<sup>1</sup>問題の2つを大きく取り上げて、それらを検討する過程で他の訴訟の裁判例も比較検討する。

### 元傷痍軍人・軍属による補償請求裁判



朝鮮と台湾は日本の植民地であったため、朝鮮人や台湾人からも「日本人」として、軍隊に徴用され、戦死又は戦場で怪我をした人も多くいた。当事「日本人」として日本軍に入隊して戦場で戦ったにもかかわらず、戦後その人達は国籍条項によって、恩給法や援護法の適用を受けられなかった。これらの法律の国籍・戸籍条項が日本国憲法第14条の「法の下での平等」や国際人権規約B規約第26条の「内外人平等原則」に違反しているとして、原告が訴えを提起したものがこれらの裁判である。

1977年に台湾人元日本兵や遺族ら13名が日本政府相手に提訴した。この裁判の第1審判決は1982年2月26日に東京地裁で出ていて、原告敗訴の判決であった。ここでは、「恩給及び援護法上の援護は全額国庫負担によるものであり、日本国民の税負担に依存しているから、日本国籍を有するものに限定することにも合理性がある」と判断している。1985年8月26日の高裁判決では、この問題について立法救済を急げとの付言をつけたが、主文では請求を棄却した。そして、1992年4月28日、最高裁は「国籍条項適用の結果生じている状態が法の下での平等原則に反する差別になっていること」自体認める補足少数意見<sup>2</sup>を述べながら、「戦後賠償にかかわる事項は国政の基本に触れる問題である」とし原告らの請求について具体的な法的判断を回避した。裁判継続中の1987年に「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」<sup>3</sup>が制定され、見舞金が支払われたが、日本人に対するものと同等のレベルではなかった。

その後90年代に、在日朝鮮人元傷痍軍人・軍属によって数件提起された裁判<sup>4</sup>でも、判決の中には、「外交交渉を通じて適切な対応を図る努力をするとともに、援護法の国籍条項や付則を改廃して在日韓国人に同法の適用の道を開いたり、行政上の特別措置を取ったりすることが強く望まれる」という意見や「憲法の平等原則に違反する疑いがある」という意見、「国会にはできるだけ速やかに条項改廃や新たな立法措置で、差別的な取り扱いを是正することが要請されている」という意見なども出ながら、国籍・戸籍条項は立法裁量の問題であるとし、最終的に補償の問題は立法政策に属する問題として請求は棄却されている。ここでもふみこんだ判決は出されず、司法消極主義が表れている。この事例に対しても2000年5月に「平和条約国籍離脱者の戦没者遺族への弔慰金等支給法」が成立したが、日本人との格差は甚だしい。

また、どの裁判例でもはっきりと憲法や国際法違反と断定した例はない。

### 「従軍慰安婦」裁判

いわゆる「従軍慰安婦」裁判は、1991年に初めて、韓国の金学順さんが慰安婦であったことを名乗り出て、訴訟を起こしたことから始まり、その後次々と提起されることとなる。旧植民地国だけでなく、中国・フィリピン・インドネシア・マーシャル諸島など多くの国の被害者が名乗り出て、多く訴訟が提起されている。

この種の裁判では、1998年4月27日の山口地裁下関支部の判決<sup>5</sup>で、国の立法不作為を違法とし、一部原告勝訴の画期的な判決が出た。しかし、続く広島高裁では、「戦後

補償のあり方は総合的政策判断を待って決めるもので、立法府の裁量にゆだねられている」とし、一審判決を取り消し、原告の請求を棄却した。最高裁でも上告が棄却され、原告敗訴が確定した。

1999年に在日朝鮮人の宋神道さんが起こした訴訟<sup>6</sup>でも、事実認定において、原告の主張を認めながら、個人の請求権の否定、国家無答責の原則と民法の20年の除籍期間の満了によって、請求を棄却した。ここでも国の立法義務については国会の立法裁量とされ、「憲法上の立法義務があるとはいえない」とした。

また、1998年にフィリピン人女性46名が起こした訴訟<sup>7</sup>では、地裁においては、事実認定にも踏み込まないまま、「個人に損害賠償請求権を与えているとは言えない」として、訴えを事実上門前払いした。高裁でも地裁の判断を支持し、また、「被害者に賠償をすることがどうかは極めて政治的な要素を伴う国家の判断であり、法を適用する司法判断とはそもそも範疇を異にするものだ」と述べた。立法によらず、司法の場で救済することの困難さを改めて示すものとなった。

その他の判決でも原告の主張が認められた例はない。

### 戦後補償裁判判決の問題点

まず、援護法の国籍・戸籍条項については、旧植民地出身でBC級戦犯<sup>8</sup>とされた人々との関係が問題となる。BC級戦犯として処罰された朝鮮・台湾人は日本が主権を回復した1952年4月28日以降も巣鴨刑務所に収容されている。旧植民地出身者を「外国人」とみなしたなら、刑の執行権も本国の政府に渡すべきである。つまり日本政府は戦後補償を行う上では国籍・戸籍で分け、外国人を除外するが、刑を課す上では国籍は関係ないというのである。この政策は明らかに矛盾している。

国際人権B規約26条との関係では、フランスのセネガル人に対する差別が平等原則違反として争われた訴訟で、B規約人権委員会は「国籍の変更はそれ自体、別異の取り扱いを正当化する根拠とはなりえない。」として、年金額に差があることはB規約26条違反であるとした。この判断から、国際法的にも日本政府の対応は不条理であることがわかる。

朝鮮人被爆者の裁判<sup>9</sup>でも、「当時は日本国籍を有し、戦後平和条約によって自分の意思にかかわらず日本国籍を喪失したという事情をも勘案すれば、国家的道義からも韓国人たる原告にも同法を適用すべきである」と判断しており、この理念からすれば、援護法の国籍・戸籍条項がおかしいのもわかる。

また、日本は1982年に難民条約を発効し、この過程で国民年金等の国籍条項を撤廃している。難民条約の理念からも、援護法や恩給法などの国籍条項もなくすべきといえる。

「慰安婦」裁判においては、「関釜裁判」において、河野談話を引き合いに出して、立法不作為が憲法上の義務違反としたが、控訴審、上告審ではその部分は立法裁量とされ、請求棄却となった。「慰安婦」問題に関しては、「女性のためのアジア国民基金」というものができた。これは民間主導で民間企業や個人などによる募金を政府の補償ではなく、「見舞

金」として元「慰安婦」に手渡そうというものだが、ここでの「補償」はお金だけではなく人権・尊厳の回復が目的であるべきなので、この試みは政府が動かないからという逃げの一手であって筋違いといえる。

そして、ここに挙げた裁判例だけでなく、数多くの敗訴となっている訴訟において用いられている立法裁量としたり、高度の政治的なものとして法的判断を回避したりする傾向が法廷闘争を難しくしている。日本の裁判所は補償に対する判断に非常に消極的な態度であるといえる。

「立法不作為が違法となるのは、立法義務が憲法に明文化されているか、文言の解釈上、明白な場合に限られる」といった1985年の最高裁判決がある。立法を怠っている不作為が憲法秩序の根幹にかかわる基本的人権の侵害をもたらしている場合には国会議員に立法義務が生じ、裁判所にはその是正を図る固有の権限と義務があるはずである。また、補償の問題は決して司法の判断になじまないものではない。それを政治的として判断を回避することすること自体が政治的判断にあたるのであって、裁判所にそのような政治的判断をする権限はなく、補償の是非についても法的に判断すべきである。

- 1 戦場に連れていかれた経緯や状況を考えれば、「慰安婦」ではなく「性奴隷」といったほうが正しいといえるかもしれないが、その言葉の問題も含めたものとして「従軍慰安婦」・「慰安婦」という語を用いる。
- 2 1992年4月28日の最高裁判決で、4人の裁判官のうち園部逸夫裁判官がこの意見を述べている『判例時報』1422号参照
- 3 この法律によって、最終的には88年から戦死傷者1名に対し200万円が戦死傷者とその遺族に支給された。
- 4 日本軍の軍属として第二次世界大戦において重傷を負った在日韓国人(陳石一さん・石成基さん)が、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金請求を却下した厚生大臣(現厚生労働大臣)を相手に、却下処分の取り消しを求めた訴訟(判例時報1505号)や、旧日本軍の軍属として第二次世界大戦で負傷した在日韓国人が、国籍を理由に戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金を受けられないことを不当であるとして、提起した2件の訴訟(鄭商根訴訟・姜富中訴訟、判例時報1718号)などがある。
- 5 河野洋平官房長官(当時)が一九九三年八月、慰安婦問題が重大な人権侵害だと認める談話を発表した時点で「賠償立法の義務が憲法上の義務に具体化されていた」とし、「合理的期間として認められる三年を経過しても国会議員が立法をしなかったのは違法だ」と国家賠償義務を認めた。山口地裁下関支部は二十七日、元慰安婦三人に慰謝料として三十万円ずつ支払うよう国に命じる判決を言い渡した(判例時報1642号)
- 6 日中戦争中に中国で旧日本軍の従軍慰安婦にされて精神的、肉体的苦痛を受けたとして、名乗り出ている韓国籍の在日朝鮮人で現在ただ一人の宋神道(ソンシンド)さん(76)が日本政府を相手に1億2000万円の損害賠償と謝罪文の公布、国会での公式謝罪を求めた訴訟(判例時報1741号)

- 7 第一審（東京地裁 1998 . 10 . 9）判例時報 1683 号、第二審（東京高裁 2000 . 12 . 6）判例時報 1744 号
- 8 B C 級戦犯については、日本の戦争責任を肩代わりさせられたとして、補償請求裁判も数件起こっているが、いずれも立法府の裁量にゆだねられるなどの理由で請求が棄却されている。
- 9 日本で生まれ育って、戦後韓国に帰還した孫振斗さんが被爆者健康手帳交付申請却下処分取消の行政訴訟を起こした。引用したのは 1978 年 3 月 30 日の最高裁判決。（判例時報 886 号）

### 第3章 現在の在日朝鮮人社会への影響と展望・可能性

#### 朝鮮人弾圧・差別

戦後、解放されるべきであった在日朝鮮人はGHQや占領軍の意思により、弾圧を受けることとなる。終戦後、在日朝鮮人は全国各地に国語講習所を作り、それが朝連によって朝鮮学校となっていき、当時学齢期の子供たちの60%以上がそこで学んでいたといわれている。朝鮮人が民族学校で学ぶというのが自然な感覚であった。しかし、学校閉鎖令によって、朝鮮学校が次々と閉鎖に追い込まれ、また、団体等規正令によって朝連が解散させられた。そのことがその後の新たな被害を生じさせたといえる。在日朝鮮人を少数民族として本国から分断して、日本社会の中に取り込んでしまうような圧迫がこの時期から付け加えられていたのである。そして、日本社会の中でも一部の抵抗があったが、全体としてこの弾圧を黙認してしまい、朝鮮人に対する差別構造が作り上げられることとなった。

そうした結果、日本社会において、朝鮮人に対する蔑視が当たり前のものとして定着した。権利や補償立法の面だけでなく、民間レベルでも就職差別など、在日朝鮮人が朝鮮人として生きづらい環境がずっと現在まで続いている。在日朝鮮人自身がその差別構造を受け入れてしまっているという傾向もあるのではないだろうか。

それだけでなく、本国の分断・対立により、在日朝鮮人内でも分断・対立が起こった。本国から切り離されたという意識が強くなっただけでなく、在日朝鮮人の中でも一つになれず、次第に日本に同化・帰化する傾向が強くなっていく。外国人として、日本に生活基盤をおいている以上、帰化という選択肢は当然に考えられるものであるが、このような差別・弾圧構造がそれを急加速させたことは確実である。日本社会のなかで、差別を受け、本国からも見離されたという意識を持った在日朝鮮人が苦勞の末、帰化や同化、また通名を使って朝鮮人であることを隠して生きるということを選択するのはある種当然のことともいえる。

つまり、第2章で述べた戦後補償の問題と同様、アメリカ(GHQ)の政策転換から在日朝鮮人に対する弾圧、そして植民地支配を不問にしたこと、南北の分断などがその後の、現在まで続く在日朝鮮人差別構造に多大な影響を与えている。

また、「補償」というものを考える場合、何よりも被害者の意思を尊重するものでなければならない。できる限り原状回復に努め、又はそれに相当する具体的な金銭的補償がなされなければならないはずである。日本の植民地支配や戦争によって直接被害を受けた人たちにたいしてはもちろんのこと、戦後本国に帰れずに異国日本で暮らすことを余儀なくされた人たちに対しても教育や権利など生活の面で「補償」があってしかるべきである。それも怠り、朝鮮人が自分たちで作った学校、組織を弾圧したということは、日本は二重の意味で補償を全くせず、する気もなかったということになる。在日朝鮮人は解放された民族としてではなく、差別される少数民族、マイノリティとして苦勞の中日本で暮らさざるをえなかった。在日朝鮮人が権利を少しずつ獲得してきたのも、日本当局に与えられたの

ではなく、自分たちの力・運動と一部の日本人の協力によるものである。

そういった意味でも、実際に提起された「戦後補償裁判」に関する問題だけが「補償」の対象ではなく、それ以外の広い意味での「補償」というものをもっと考えなければならない。教育の面で言えば、現在厳しい待遇にある民族学校のことももちろんであるが、日本学校・日本の教育においても民族的な取り組みや植民地の歴史についてなど、なされるべきことは多くあるはずである。在日朝鮮人内でも、戦後補償裁判について、戦争を経験した世代の問題で自分とは関係のないことと考えるのではなく、正当な「補償」というくりからすれば、あらゆる世代に直接的に又は間接的に関係する問題である。(それすら考えさせない社会構造・教育が日本社会にはあるともいえるのだが。)

戦後補償裁判がなされている問題についての正当な「補償」がない点についても、日本において差別構造の中、在日朝鮮人が朝鮮人として暮らしにくい状況を作り現在にいたるということについても、その元の原因は同じところにあるといえる。

では、現代の日本社会の現状の中で朝鮮人は何ができるのだろうか。すでに多くの裁判で敗訴が確定してしまっている状態で、まして次の世代の人間が訴訟を提起しようとするだけでは当事者性の問題もあり、門前払いされるのがオチであろう。現在行われている朝日間の協議や南北統一に向けた協議に可能性は考えられるが、国家間の利害の問題もあり、個人の補償問題にまで及ぶかどうかは疑問もある。一個人がそのような国家間の協議に対してリアリティを感じて積極的に加わっていきけるかが課題といえる。

## 可能性を考える

まず、朝日間の協議・交渉について、朝日平壤宣言の第二項について考える。平壤宣言第二項<sup>1</sup>では、初めの文章で、1995年の村山談話を踏襲して植民地支配に対する反省とお詫びの気持ちが記されているが、それに続く文章では、韓日条約と同様の経済協力方式や請求権放棄の原則が書かれている。この両者は論理的に矛盾していて、両立しえないという批判もある<sup>2</sup>。確かに、植民地支配について「謝罪」をしたことは重要なことであるが、植民地主義の克服や個人補償の実現を排除する二番目・三番目の文章は望ましくない。それを条件に初めの文章をのせたともとれる。したがって矛盾しているという批判は、的をえていて、初めの文章からしても植民地支配の不法性を説き、個人補償条項を設けるべきである。しかし、日本の態度からも、朝日条約において、全てが盛り込まれるのは難しいと思われる。よって、日本だけでなく、アメリカとの関係もリンクさせて考えるべきであろう。朝日関係と同時に、朝鮮戦争の終結を含めた朝米関係も重要となる。南北朝鮮間の協議においても、アメリカとの関係が特に重要になる。

また、南北首脳会談の中で2007年10月4日に出された「南北関係発展と平和繁栄に向けた宣言」において、8項目あるうちの一つに『南と北は国際舞台で民族の利益と海外同胞の権利と利益のための協力を強化していくことにした。』とある。南北関係が良化し、統一の機運が高まる中で、その協議において海外同胞の権利・利益が重要視され、実際に

韓国政府も特に近年、強制連行の真相究明や従軍慰安婦問題などの戦後補償問題に積極的に取り組んでいる。

そして、宣言には、第4項目において、『南と北は現在の休戦体制を終息させ、恒久的な平和体制を構築していくべきとの認識を同じくし、……』とあり、南北間と同時にアメリカとの関係も考え、朝鮮半島の平和に向けての協力が唱えられている。

これらのことは祖国から離れて暮らしている海外同胞にとって、自分と祖国との関係を考える絶好の機会となるのではないだろうか。海外同胞がこの流れに乗り、リアリティを持って加わっていただけるかどうかが重要である。

### 民衆法廷について

次に民衆法廷について考える。民衆法廷とは、自分たちの手で作り上げていく、国家が民衆を逮捕したり投獄したりする「権力法廷」とは対極にある新しい法廷運動の試みである。ベトナムにおけるアメリカの戦争犯罪を裁くために開かれた「ラッセル法廷（ラッセル・サルトル法廷）」に始まり、女性国際戦犯法廷やコリア戦犯民衆法廷など、その後徐々に多くのものが開かれるようになり、グローバル化していった。

民衆法廷の意義はどういったものか。なぜ民衆法廷なのだろうか。

東京裁判の実例を見ればわかるように、国家権力の座にある者が犯した戦争犯罪を裁くことは難しい。権力犯罪は見逃されることが多い。東京裁判は「勝者の裁き」であるという批判があるが、戦争犯罪法廷が勝者の裁きという形で始まったのは当然のことであって、日本において、その後自分たちで裁こうとする試みがなかったことから、そのような批判は意味をなさない。国内法廷で裁けない場合、国際法廷の可能性もあるが、事例は限られている。2002年に発足した国際刑事裁判所には普遍的管轄権が認められているが、2002年7月1日以前に犯された犯罪を裁くことはできない。そこで、裁かれない犯罪に対して民衆自らの手で真相解明を行い、責任の所在を明らかにするのが民衆法廷である。

権力法廷とは違って、被疑者を逮捕することも、強制捜索、押収もできない。それでも、民衆の視点から権力犯罪を告発し、世界に向かって提示することに意義がある。そして、いかなる強制力や執行力がない民衆法廷であるが、逆にそれゆえに、権力の影響を受けない。ラッセル法廷における裁判長のサルトルの言葉にもあるように、民衆法廷はいかなる国家権力とも無縁であるという「究極的な無力さ」によって、逆説的に「普遍性」と「正当性」と獲得しているのである。

民衆法廷に対しては、公正さが欠落している、一方的な「リンチ裁判」である、「法廷」といえるがどうか疑問である、一部の人間が勝手にやっているだけで、自己満足なだけだ、というような批判がある。

の批判に対しては、民衆法廷は強制力・執行力がないので、「リンチ裁判」になることはなく、また、公正さが欠落していれば歴史的評価の中で消えていくであろうと言えるので問題はない。に対しては、「法廷」の定義による見解の相違である。裁判とは本来は「判

断する」ということが趣旨であるので、権力法廷だけが、「法廷」であると一概に言うのはおかしいと言える。 に対しては、一部の人間が始めたとしても、それが多くの民衆に支持されれば問題はないのではないと言える。

民衆法廷は権力による犯罪を権力法廷が裁かず、むしろ隠蔽してきたという歴史的事実に対する批判から生まれた。それゆえ、確かに民衆法廷は権力法廷と対峙することが多いのかもしれないが、それだけに限らない。

民衆法廷は、権力法廷を否定するものではない。権力法廷とは別個に、独立して存在する。権力法廷が不正な法廷と化さない限り、相互に対立することはない。また、民衆法廷は権力法廷を補完することもある。権力法廷を動かす原因となり、現在の又は将来の権力法廷による裁きを呼びかけることもできる。権力法廷が立ち入ることのできない領域に、民衆法廷がその機能を発揮することもできる。そして、法廷だけでなく、行政や立法を動かす力ともなりうる。

もちろん、ただ単に民衆が集まってやみくもに行えばよいということではない。形や規模は様々かもしれないが、被告人は欠席となるであろうことから、判事・検察・弁護人をしっかりとたてるべきであるし、陪審制や参審制の問題もあるだろう。何より国際法や国内法にきちんと法的根拠を求め、公平・公正性が担保されることが前提である。それらが担保されれば、多くの民衆の支持を得て、定着させ、さらにグローバル化して国際社会の中での評価を得ることも可能であると考ええる。

戦後補償裁判においても、負け続けているとはいえ、法廷闘争を続けたからこそ、日本の政治家を動かし、極めて不十分ながらほんの少しの「補償」(補償と言っていいほどのものではないが)を得た。「女性のためのアジア国民基金」にしても、その是非はともかく、日本軍性奴隷にされた人たちとその支援者の人たちがこえを上げ続けたからこそそういう動きが起こったといえる。ウトロの問題にしても、裁判で敗訴が確定しても、ずっと運動を続けたからこそ韓国政府を動かした<sup>3</sup>。もちろん、それらの補償は不十分であるし、本来は日本側から積極的に補償がなされるべきであるのだが、日本の立法・行政・司法が動かない以上、自分たちでアクションを起こすしかない。その手段として、権力法廷だけでなく、民衆法廷を利用できるのではないか。そこでは、すでに敗訴が確定してしまった裁判や、これから提起される裁判、そして、提起されずに又はできずにいる裁判も包括的に判断できるのではないだろうか。

あらゆる世代の人が関心を持って、法廷に参加し、公正な裁判によって判決を出す。「戦後補償裁判」についてだけでなく、今まで不問にされてきた植民地支配責任や、在日朝鮮人弾圧を行った日本当局の責任、アメリカ・GHQ・占領軍の責任も追及すべきであり、追求可能であろう。そして、民衆法廷の「究極的な無力さ」からくるその「普遍性」ゆえに声をあげ続けることが可能となる。

## 統一コリア民衆法廷



最後に、先に述べたように、朝日・朝米・南北関係を考える上で、南北朝鮮の間だけでなく、海外同胞も含めた「統一コリア民衆法廷」というものを提唱したい。民衆法廷を考える上で、アジアを範囲とするものや、西欧諸国や日本に旧植民地であった国々によるものなど、広く国際的に運動ができるようなものも確かに重要であり必要であるが、ここでは朝鮮人による法廷というものの可能性を考えたい。

終戦後も常に大国によって運命を左右され、国が分断し、自分たちの意志が無視され続けてきた朝鮮人が、南北・海外関係なく一つの法廷に集まり、日本やアメリカの今まで不問にされてきた責任を裁く。それを朝鮮半島だけでなく、日本・アメリカ・中国など、海外においても開廷し、広い範囲の数多くの朝鮮人が関わっていけるようにできれば、朝日・朝米・南北関係に進展を考える上でも、日本の植民地支配やアメリカの占領統治などの責任や補償を考える上でも、民衆がリアリティを持って加わっていいのではないか。そして、ふたをされた歴史の真相を解明し、「戦後補償」を無視した日本の立法・行政・司法にも切り込んでいけるのではないか。

そして、そのことが戦後補償の問題だけでなく、自分たちの世代や、その次の世代に対する「補償」にもつながることを忘れてはならない。特に、南北統一の機運が高まっている現在において、そういった運動を行うことに大きな意義があるのではないだろうか。戦後60年以上経ったにもかかわらず今さらというのではなく、状況からも、今こそ「裁き」を行うべき時であり、それが可能であると考え。そのように南北・海外関係なく、朝鮮人が、主義や思想を越えて団結し、現在までずっと不問にされてきた日本やアメリカの責任を真正面から追及できるような「場」ができることを期待しながら、本論文を終えることとする。

1 平壤宣言第二項 『日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。』

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。

双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした』

2 太田修による批判を指す。 大田修『日韓交渉 請求権問題の研究』参照

3 在日韓国・朝鮮人が暮らす京都府宇治市・ウトロ地区の立ち退き問題で、韓国国会の統一外交通商委

員会小委員会は2007年11月5日、土地買い取り資金を支援するための総額30億ウォン（約3億7800万円）の財政支援案を承認した。

## <参考文献>

- 季刊青丘 「いまなぜ戦後補償か」、青丘文化社 1993年冬号  
高木健一 「今なぜ戦後補償か」、講談社現代新書 2001年  
内海愛子・高橋哲哉 「戦犯犯罪と性暴力」、緑風出版 2000年  
大島孝一・有光健・金英姫 「慰安婦への償いとは何か 国民基金を考える」、明石出版  
1996年  
在日の慰安婦裁判を支える会 「オレの心は負けてない(在日朝鮮人「慰安婦」宋神道の  
たたかい)」、樹花舎 2007年  
田中宏 「在日外国人」、岩波新書 1991年  
太田修 「日韓交渉 請求権問題の研究」、クレイン 2003年  
徐京植 「半難民の位置から 戦後責任論争と在日朝鮮人」、影書房 2003年  
前田朗 「民衆法廷入門 平和を求める民衆の法創造」、耕文社 2007年  
旻子 「尊厳 半世紀を歩いた花岡事件」、日本僑報社 2005年  
梶村秀樹 「解放後の在日朝鮮人運動」、神戸学生青年センター出版部 1980年

## <インターネット> 全て2007年11月8日参照

- 山手治之「私のホームページへようこそ」 <http://page.freett.com/haruyamate/index.htm>  
俵のホームページ <http://www.linkclub.or.jp/~teppei-y/tawara%20HP/index.html>  
裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/>  
在日の慰安婦裁判を支える会ホームページ  
<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/7486/index.html>